

公金事務手数料問題で迫られる 地域金融機関と地方自治体の 連携関係の再構築

金融調査部 鈴木 文彦

要 約

地方自治体に1つ指定され、収納、支払にわたり公金事務を取り扱う指定金融機関は名実ともに地方自治体のメインバンクの地位を示してきた。他方、公金事務は1964年の制度発足以来ほとんど無償で提供されてきた。

ところが、手数料の新設や値上げを要請されるケースが近年増えてきた。かねて税公金の運用益でサービス原価が賄われてきたが、長引く低金利の影響でこのような内部補てん体制が維持できなくなってきた。もうひとつの収益源の地方債引受はさらに厳しく、相対枠の縮小や入札制の拡大もあり利回りの低下ペースは民間向け貸出金を上回る。

取りえる選択肢の中では公金事務のペーパーレス、キャッシュレス化の推進が最も建設的だ。手数料値上げの代わりにサービス原価を低減し、負担総額を増やさないことが狙いだ。観点を変えれば、メインバンクたる地域金融機関にとって、経営アドバイスに軸足を置いた新たなビジネスモデルの機会になりうる。目先の課題であるデジタル化支援は言うまでもなく、企業分析に準じた財政診断とこれを踏まえた経営アドバイスは、サービスと対価の等価交換に示される対等なパートナーシップ関係が前提となるからだ。

目 次

- 1章 指定金融機関の現状と課題
- 2章 内部補てんモデルの崩壊
- 3章 パートナーシップ関係の再構築

1章 指定金融機関の現状と課題

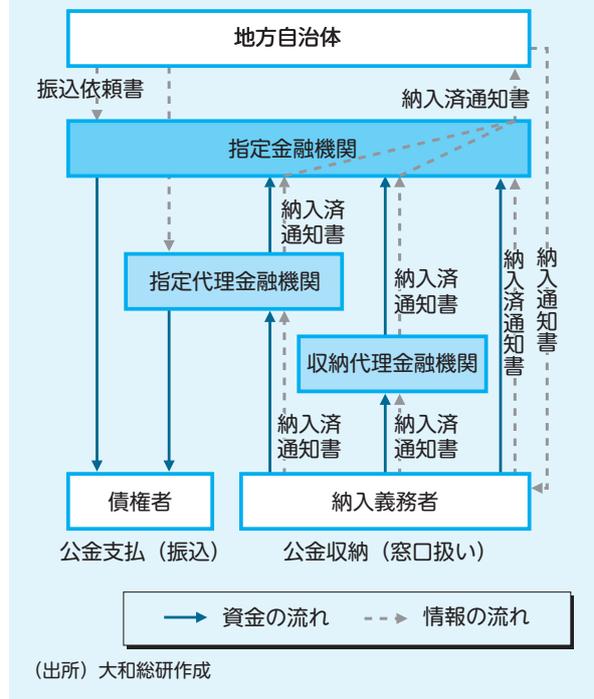
1. 指定金融機関等の公金事務

都道府県や市区町村は金融機関を指定して公金事務を取り扱わせる（地方自治法 235 条）。公金事務には自治体が精算、請求¹した税金その他公金を納入義務者から集金する公金収納と、自治体の依頼に従って債権者に支払う公金支払がある。これに付随する業務として指定金融機関は庁舎内の出張窓口「派出所」を運営する派出業務、庁内各部署の集配金、両替等も取り扱っている。公金事務を担う役職には他に指定代理金融機関と収納代理金融機関がある。指定金融機関の統括の下、指定代理金融機関は収納、支払の両方、収納代理金融機関は収納のみ取り扱う。

収納、支払にかかる情報と資金の流れを図表 1 に略記した。自治体が納入義務者に税公金の納入通知書を送付。納入義務者は金融機関に出向き税公金を納入する。金融機関は納入済通知書を自治体に回送する。ただし受け付けた金融機関が指定代理または収納代理金融機関の場合、資金と納入済通知書は指定金融機関に送られる。このように、資金と情報の流れでいえば自治体を受取人とする付帯物件付き文書為替と変わらない。

図表 1 右側は公金収納のうち窓口扱いのフローであり、これとは別に口座振替による収納もある。この方法において自治体は振替通知を収納取扱金融機関に送付。受け付けた金融機関は納入義務者の届出口座から相当額を引き落とし、自治体に納入済の通知を発信する。地方銀行の場合、窓口扱

図表 1 指定金融機関等の関係図



いと口座振替は約 4 対 3 の割合だ²。

次は公金支払である。自治体が指定または指定代理金融機関に振込依頼書を送付し、受け付けた金融機関が債権者に振込処理をする。何らかの都合で振込ができなかった場合、自治体は振込の取り直し依頼の「組戻」をする。なお図表 1 は電信振込のフローを示しているが、これとは別に小切手を使った支払方法もある。この場合、自治体は債権者に小切手を送付する。金融機関は債権者が持参した小切手に基づき券面額を支払う。同時に自治体の当座預金の口座から券面額を引き落とす。

紙幅の都合で示しきれなかったものを含め、公金事務における資金および情報の流れには紙媒体

1) 正確には調定、通知（地方自治法 231 条）

2) 一般社団法人全国銀行協会（2021）「税・公金収納の効率化・電子化に向けた提案」内閣府規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ第 8 回

と電子媒体がある点に留意が必要だ。窓口収納における納入通知書や納入済通知書は言うまでもなく紙媒体である。他方、同じ収納でも口座振替における振替通知はその多くが電子媒体である。もっとも電子媒体とはいえ既に製造中止となったフロッピーディスク（FD）のケースもある。公金支払の場合、振込依頼書は紙媒体、FD、インターネット伝送など様々である。小切手払いは紙媒体である。収納、支払事務ともに資金や情報の流れは古今変わらない。媒体においていかにペーパーレス、キャッシュレス化を進めるかが公金事務の課題となっている。

2. 指定金融機関の指定状況

どのような金融機関が公金取扱いを担っているか。図表2から2021年度初の指定金融機関等の指定状況をみると、1,741の市区町村に対し指定金融機関は1,703あり、約98%の市区町村が指定していることがわかる。業態別には70.2%が普通銀行を指定している。農漁協系統金融機関が17.3%、信用金庫が11.6%と続く。収納代理金融機関の数は15,469で指定金融機関の約9倍。

こちらは信用金庫、信用組合、その他金融機関（ゆうちょ銀行等）も多い。

指定金融機関は自治体に1つとされており、当地を代表する金融機関が選択される。3大都市圏を除けば地方銀行が多いが、郡部においては信用金庫や農漁協系統金融機関も一大勢力であり、全国の町村926団体のうち約半分は普通銀行以外を指定金融機関にしている（図表3）。

例外的に、県外行が指定金融機関を務めるケースもある。愛知県春日井市の大垣共立銀行（本店岐阜県）、福島県南相馬市の七十七銀行（本店宮城県）、群馬県桐生市の足利銀行（本店栃木県）、広島県大竹市の四国銀行（本店高知県）などである。それぞれ歴史的経緯が背景にある。地元との密着度が高い金融機関が指定金融機関の地位を占める傾向があることを示している。

5年前の2016年度初と比べると、収納代理金融機関の減少がうかがえる。業態別には普通銀行の減少幅が大きい。実数は少ないものの普通銀行は指定金融機関の受託も減少している。

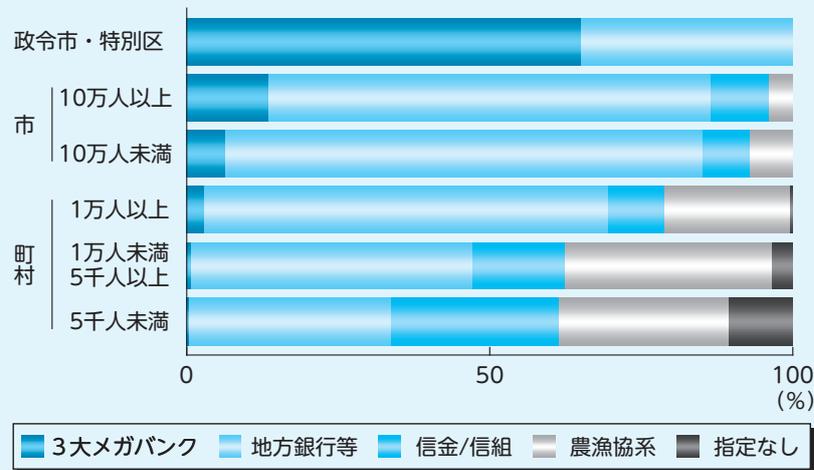
減少要因の1つとして、近年話題に上っているのが公金取扱いにかかる不採算だ。窓口収納や派出

図表2 業態別の指定金融機関等の状況

		普通銀行		信用金庫		信用組合		農漁協系		その他		合計	
16年度初	指定金融機関	1,222	(71.0)	188	(10.9)	16	(0.9)	296	(17.2)	-	-	1,722	(100)
	指定代理金融機関	776	(53.7)	241	(16.7)	30	(2.1)	349	(24.1)	50	(3.5)	1,446	(100)
	収納代理金融機関	6,843	(43.7)	2,780	(17.8)	1,310	(8.4)	2,156	(13.8)	2,563	(16.4)	15,652	(100)
21年度初	指定金融機関	1,196	(70.2)	197	(11.6)	16	(0.9)	294	(17.3)	-	-	1,703	(100)
	指定代理金融機関	732	(52.7)	239	(17.2)	33	(2.4)	346	(24.9)	38	(2.7)	1,388	(100)
	収納代理金融機関	6,669	(43.1)	2,790	(18.0)	1,310	(8.5)	2,123	(13.7)	2,577	(16.7)	15,469	(100)
増減	指定金融機関	-26	(-2.2)	9	(4.6)	0	(0.0)	-2	(-0.7)	-	-	-19	(-1.1)
	指定代理金融機関	-44	(-6.0)	-2	(-0.8)	3	(9.1)	-3	(-0.9)	-12	(-31.6)	-58	(-4.2)
	収納代理金融機関	-174	(-2.6)	10	(0.4)	0	(0.0)	-33	(-1.6)	14	(0.5)	-183	(-1.2)

(注) カッコ内は構成比、増減率
(出所) 総務省「地方自治月報」

図表3 人口規模別にみた指定金融機関シェア (2021年度初)



(出所) 総務省「地方自治月報」

業務など人手がかかる事務を中心に、金融機関が自治体に経費負担を求めるケースが増えている。条件によっては公金取扱の縮小ないし撤退に至ることもある。三菱UFJ銀行は芦屋市などで指定金融機関の輪番（ローテーション）を辞退。2021年3月末に194の自治体で税公金の窓口収納業務から撤退した旨の報道が耳目を集めた³。もっとも、そのうち184団体は口座振替による収納は継続する。

2章 内部補てんモデルの崩壊

1. 秦野市の場合

具体例を検証する。神奈川県秦野市（人口約16万）は税公金の口座振替による収納事務1件10円を除き、公金事務に関して自治体が負担する手数料はなかった。2019年5月、三菱UFJ銀行から窓口収納1件につき税別300円の負担

を求める旨の書面が届いた。検討の結果、9月に謝絶する旨を同行に通知した。その結果、同行は2021年3月末をもって秦野市の窓口収納業務から撤退することとなる。

起案書によれば、「現在、本市と取引のある金融機関へ支払っている口座振替手数料（1件10円、消費税別）などと比較するとかなりの高額」、「算出根

拠も不明」が謝絶理由である。「要望に応じた場合、他行も同様の要望をしてくるものと考えられること」もあり、そうなった場合の負担見込みも示されている。算式は次の通り。三菱UFJ銀行への負担と同行を含むすべての公金取扱金融機関への負担が並記されている。

- ・三菱UFJ銀行への負担
300円/件×1.1×8,000件/年=2,640,000円/年
- ・本市の公金を取り扱う全銀行への負担
300円/件×1.1×296,026件/年=97,688,580円/年

窓口納付については、他の収納代理金融機関からも同様の要請があった。2020年12月には三井住友銀行から納付書1件当たり200円の負担を求められたが「高額な負担に応じてまで三井住友銀行窓口における税・公金収納を継続する必要性はない」（起案書）と謝絶した。起案書には、「三

3) 「三菱UFJ銀行、194自治体の税公金収納を終了」日本経済新聞電子版 2020年12月17日

井住友銀行を収納代理金融機関等として指定する県内 32 自治体のうち、要望が出された自治体は 16 市町村であり、そのいずれも手数料を負担しない方向で検討を進めています」⁴⁾とも記載されている。

2022 年 5 月には、りそな銀行から納付書 1 件当たり 300 円の負担を求められた。今回は銀行に対し 1 件 300 円の根拠を問い合わせている。全国の銀行の窓口収納コストの中央値である旨の回答があった。このケースでは従量料金の他に年間 50 万円の基本手数料の負担も求められており、積算根拠は時給 2,000 円の 245 人時分だった。また、回答によれば要請対象は収納代理金融機関を務める県内市町村のうち自行店舗がないものとのことだった。

3 行ともデジタル化による非対面取引の推進が要請の趣旨で、収納代理金融機関の役職そのものを返上するわけではなく、口座振替による納付は手数料 10 円のまま継続する意向であった。

公金事務に関する自治体負担がないのは支払業務も同様だった。具体的には振込手数料、年間 1,500 件程度発生する組戻手数料も無料だった。庁内派出所の運営費もすべて金融機関が負担していた。

2019 年 9 月、輪番体制を組む 3 つの指定金融機関のうち 1 行から派出経費の実費として時給 1,500 円の負担と、組戻手数料 1 件 500 円の設定を求められた。検討の結果、こちらは応諾することになり、2021 年度から適用されている。起案書に記載された負担見込額は次の通りである。

図表 4 神奈川県内市町の負担状況

	横浜 市	川崎 市	相模 原市	横須 賀市	平塚 市	鎌倉 市	藤沢 市	小田 原市	茅ヶ 崎市	逗子 市	三浦 市	秦野 市	厚木 市	大和 市	伊勢 原市	座間 市	南足 柄市
人件費負担	有	無	無	無	有	有	有	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無
組戻手数料	有	無	無	有	有	有	有	無	有	有	無	無	有	無	有	無	有

(出所) 神奈川県秦野市

- ・キャリアメイト人件費
1,500円/時×1.1×6h×252日×2人=4,989,600円
- ・組戻手数料
500円/件×1.1×1,500件=825,000円

また、起案書から派出職員の人件費および組戻手数料は、17 市中 10 市が負担していることがうかがえた。

2. 原則無料の公金取扱手数料

秦野市は口座振替手数料を除き公金取扱手数料が無料だったが、これは公金取扱いの契約においては珍しくない。

図表 5 で示した総務省の調査によれば、2021 年 4 月 1 日において、指定金融機関等の公金関係業務に係る経費について、全額支払っているのは 47 都道府県と 1,741 市区町村のうち 137 団体と全体の 7.7% にすぎなかった。費用の一部を支払っているのは 1,460 団体で全体の 81.7% である。一切の費用を支払っていない団体も全体の 10.0%、179 団体あった⁴⁾。

手数料の種類ごとにみると、最も多いのが口座振替手数料で全体の 77% の団体が負担していた。次いで組戻手数料などの「その他手数料」である。窓口事務手数料を負担しているのは全体の 35% である。

4) 指定金融機関等の指定がない自治体が 12 団体ある。

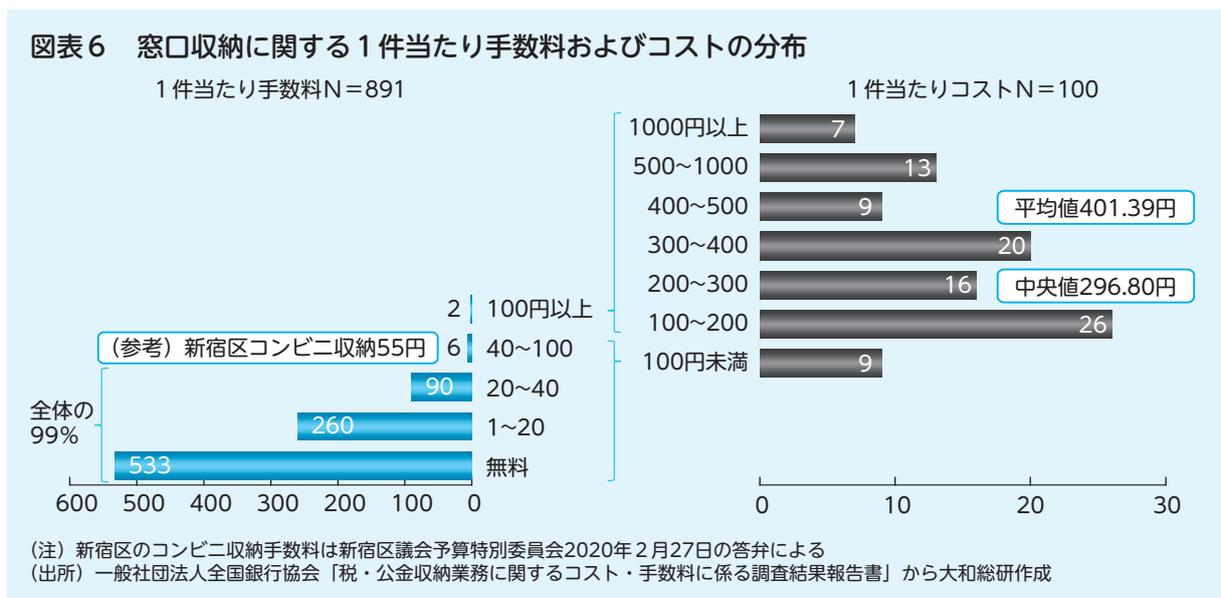
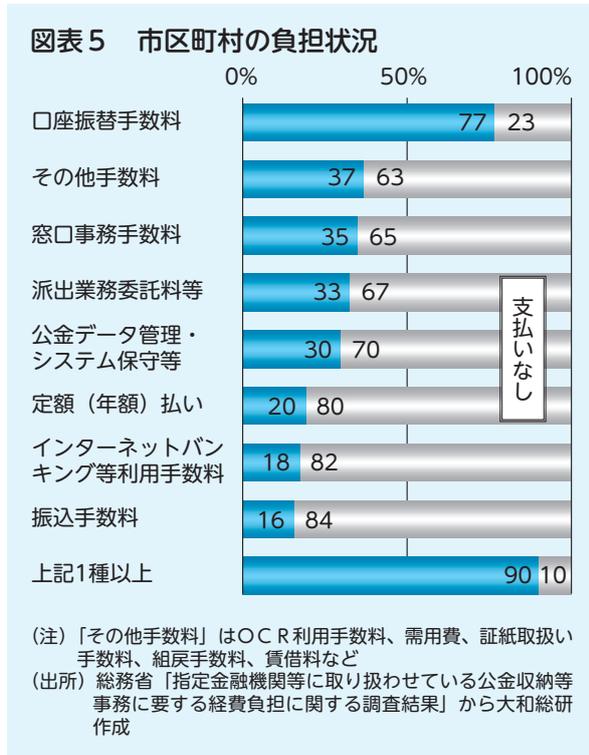
これに次ぐのが派出業務委託料である。先の秦野市ケースでも組上に載せられた。インターネットバンキング等利用手数料や振込手数料は20%

を下回る。

支払っているケースの水準はどのようなものか。地方公共団体金融機構の調査⁵によれば、2020年において口座振替手数料の平均は市区で11.1円、町村で18.1円。振込手数料は市区81.1円、町村で142.0円だった。組戻手数料は市区で689.9円、町村で766.8円となっている。

図表6で示す全国銀行協会の調査⁶によれば、2021年2月2日時点で窓口収納1件当たりコストは回答100行の中央値で296.80円だった。対して、これら100行が公金業務を取り扱う891団体についてみると、窓口収納手数料は無料のケースが891団体のうち533と実に6割に上る。総務省の調査と5%ほどのズレがあるが、信用金庫など銀行以外の業態が回答先に含まれないからと思われる。徴求したとしても1件当たり40円未満が多く、無料のケースと合わせて40円未満が99%となった。

総務省研究会の報告書にある「指定金融機関契



5) 藤井邦弘(2022)「銀行等引受債の発行状況および公金取扱手数料の水準に関する調査結果概要」公営企業2022年7月号, pp.34-44
 6) 一般社団法人全国銀行協会(2021)「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」

約」のひな形⁷から指定金融機関の公金事務手数料が原則無料であることが読み取れる。研究会事務局が作成に当たって参考にした文献⁸をひもとくと、為替取引に関しては金融機関の一般顧客に対する業務と同じく依頼人負担とするのが通例とある。他方、収納事務に関しては、預金受入に準じて指定金融機関が負担することが原則と考えられていたようだ。収納事務は自治体の預金受入であって、納入義務者から自治体に仕向けた付帯物件付き文書為替という認識ではなかった。

収納代理金融機関の場合、納入義務者から預かった資金は2日目に取りまとめ店を経由し3日目に指定金融機関へ回付される。滞留期間は3日にすぎないが、この間は別段預金という預金利息なしの口座で預かることができた。経済全体では資金不足の時代であり、集めた公金預金を都市部のオーバーローンの金融機関に預けるだけでも利鞘が得られ、公金事務を無償で引き受けたとしてもそれ以上の魅力があった。要するに、公金事務の赤字を預貸取引の黒字で補てんするビジネスモデルがあった。

3. 内部補てんモデルの崩壊

1) 預託金運用の利回り低下

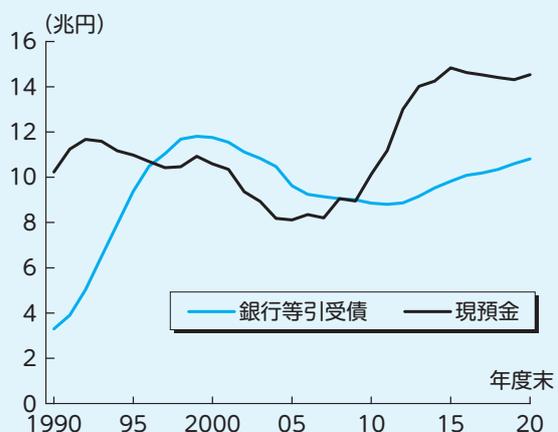
公金事務の無償の背景には公金事務の赤字を預貸収益で補てんするモデルがあったわけだが、金融環境の変化で内部補てんモデルが崩壊する。公金事務の経費負担見直し要請、交渉決裂による公

金取扱い業務の辞退が相次いだ次第だ。

一連の構図の検証のため、公金取引の採算について、公金預金を受け入れ市場で運用するビジネスと、市場から調達し地方債で運用するビジネスの2側面から考察する。

図表7に示すように、市区町村の現預金は90年代以降10兆円前後で推移してきたが、2010年前半に急増している。図表8をみると、預金利回りは90年度こそ3%弱だったが90年代前半に低下し2000年以降は0.1%を下回る水準で推移している。他方、運用レートの目安として掲載した10年国債利回りは90年において6.4%だった。こちらも90年代にかけて急減するが、それ

図表7 市区町村の銀行等引受債および現預金残高



(注) ここで銀行等引受債とは地方財政状況調査の分類で市中銀行を借入先とした地方債年末残高をいう。証券形態を含まない。現預金は財政調整基金、減債基金その他特定目的基金で、このうち現預金で運用しているもの。これに歳入歳出差引を加算した。
(出所) 総務省「地方財政状況調査」から大和総研作成

7) 総務省「地方公共団体の財務制度に関する研究会」(2013年7月～2014年3月、全7回)報告書「地方公共団体の財務制度の見直しに関する中間的な論点整理(参考資料)」所載の「指定金融機関規約のひながた」には次のようにある。(公金の出納事務取扱経費)第十五条 甲は、乙の行なう公金の出納の事務の取扱いに要する一般の経費については、これを負担しないものとする。ただし、次の掲げる経費については、乙の請求に基づいて、毎年、一月、四月、七月及び十月の四回にそれぞれの月の前三月分を取りまとめてこれを支払うものとする。

一 会計管理者等の通知により乙または指定代理金融機関が行なう隔地払及び口座振替払に要した経費の実費
二 乙が会計管理者の請求に基づき、その職員を競争事業の現場等へ臨時に派出した場合の当該職員の旅費

8) 大喜多武男(1965)「指定金融機関制度と地方計の実務」学陽書房指定金融機関の公金事務手数料については76ページ、同じく収納代理金融機関については109ページに記載されている。

でも90年代は公金預金利回りと国債流通利回りの水準に3%程度の差があった。2000年度前後から差は縮まり、2000年代は1%台前半で推移している。その後、2010年代の国債流通利回りの低下で両者の差は再び縮まり、2010年代後半以降はほとんどゼロに近づいている。

これを踏まえ秦野市について考えてみる。秦野市は横浜銀行、スルガ銀行、中栄信用金庫の3つの金融機関が輪番で指定金融機関を担っている。秦野事例を一般化して検討する観点から、1行の指定金融機関がシェア50%を持っているとみなし、年間30万件弱の窓口収納のうち半分を指定金融機関が担っていると想定する。

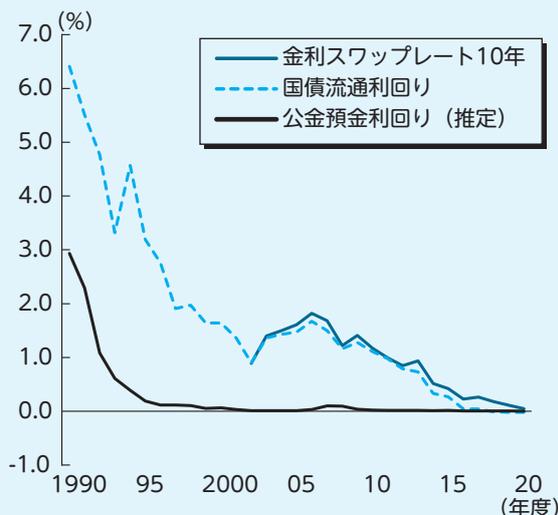
収納原価が1件300円とした場合、コスト総額は税込みで年間5,000万円弱となる(300円×消費税率1.1×15万件)。派出業務など他に掛かる経費はひとまず脇におき、5,000万円を公金預金の運用益で賄うならば仕切りレートはどれだけ必要か。秦野市の2016年度以降5年間の4

半期毎歳計現金の平均が約28億円。財政調整基金、その他特定目的基金にかかる現預金未残の平均が約37億円である。歳計現金の全額と基金等の半分を指定金融機関が持つとして、5,000万円をカバーするのに必要な利回りは約1.1%となる。地方債にかかる収益や窓口収納以外の費用負担を捨象した粗い試算ではあるが、たしかに2010年代に入る前の金利環境であれば採算点を上回る水準だったと思われる。

2) 地方債利回りの低下

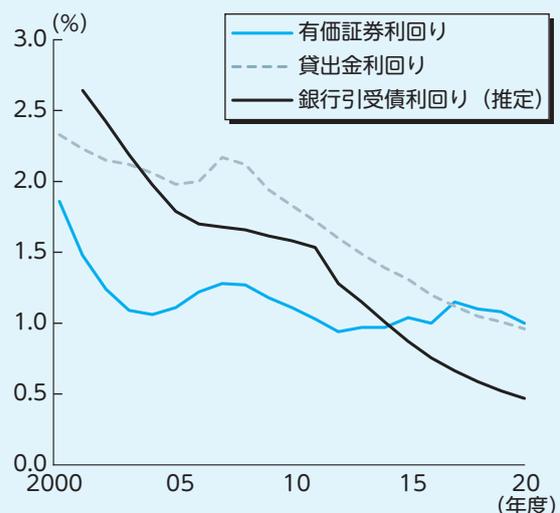
地方債で運用するビジネスはなお厳しい。図表9から、地方財政状況調査の利率別現在高を加重平均して推計した銀行引受債利回りをみると、2001年時点で約2.6%だったものが最近は高く見積もっても0.5%を下回る。これでは地方銀行の資金調達原価(平均)の0.7%も賄えない。2003年度までは貸出金利回りを上回っていたが翌年度から下回り、2012年度以降その差は拡大

図表8 預託金の運用利回りの状況



(注) 公金預金利回りは現預金の前年度末、当年度末の平均に対する当年度預金利率の比率から推定した。
(出所) 総務省「地方財政状況調査」、一般社団法人全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」から大和総研作成

図表9 地方債利回りの状況



(注) 銀行引受債利回りは各年度の利回り別残高の加重平均から推定した。
(出所) 総務省「地方財政状況調査」、一般社団法人全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」から大和総研作成

しつつある。2015年度以降は(銀行引受債を含む)有価証券全体の利回りをも下回っている。

利回りの低下ペースをみても、銀行引受債は地方銀行の貸出金より急である。その要因の1つと考えられるのは引き受けにおける入札制の拡大である。以前は指定金融機関等との相対で引受額と利回りを決めていたが、年々入札にする割合が増えてきている。地方公共団体金融機構の調査⁹によれば、銀行等引受債発行額に占める入札・見積り合わせでの発行額割合は、市区の場合2011年の70.2%に対し2020年は81.2%、町村の場合2011年の63.2%対し2020年は75.5%とそれぞれ10ポイント以上上昇している。

3章 パートナースhip関係の再構築

1. 経費見合い相対枠の継続

10年以上続く低金利の下、資金利鞘で無償サービスの原資を賄う公金管理ビジネスが崩壊したのは明らかだ。そもそも、公金収納は事務フローといえば預金受入ではなく付帯物件付き文書為替である。指定金融機関制度の発足時においても為替手数料は負担するのが建前であった。この趣旨に従えば、収納においても応分の負担をするのが原則となる。

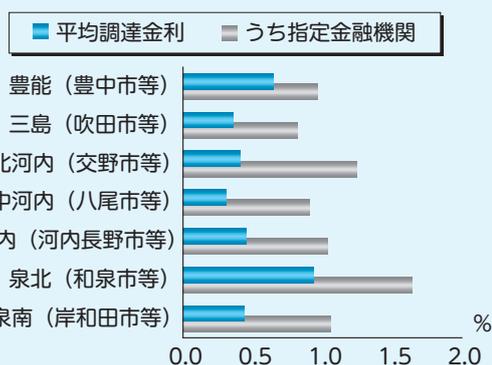
対応方針として、当事者間の交渉によって内部補てんモデルを維持する選択肢もある。伝統的な取引慣行だが、市場の金利水準にかかわらず、地方債引受や公金運用に指定金融機関の相対枠を設けることだ。サービス原価とバランスが取れるよ

うな地方債の引受枠、公金預託枠とそれぞれの利率を相対交渉で設定する。地方債の相対枠は町村において減少しているという調査¹⁰もあるが実態は不明だ。参考まで、政令市を除く大阪府内市町村の状況を図表10に示した。これによれば銀行等引受債の平均調達金利は指定金融機関からのものが0.3～0.8ポイント高く、0.8～1.6%に分布している。

和泉市(人口約18万4,000人)の場合、2018年12月議会¹¹の時点においては、起債枠を3等分し、そのうちの1つを入札、残りを指定金融機関2行で折半し相対交渉で利率を決める「3分の1ルール」が存在した。2018年5月末発行分では指定金融機関との相対交渉分が1.47%、入札分が0.22%で両者に1.25ポイントの差があった。総務部長の答弁から、指定金融機関が無償で実施する振込や派出所運営にかかる経費相当を勘案した旨がうかがえる。

地方公共団体金融機構の資料からの引用とし

図表10 銀行等引受債の平均調達金利



(注) 政令市除く2015年度
(出所) 大阪府市町村課「民間等資金(銀行等引受)による資金調達について」の数値から大和総研作成

9) 藤井邦弘(2022)前掲

10) 藤井邦弘(2021)「地方公共団体と指定金融機関等との取引に関する調査結果概要」公営企業2021年8月号, pp.62-74

11) 和泉市議会議事録2018年12月12日定例会

て、人口10万人の市で約7,000万円の指定金融機関の事務費がかかるとの答弁もあった。質問した議員の試算によると、当時、指定金融機関の地方債引受残高が約63億で、他会計の地方債引受残高を含めると金利差による年間の影響額が単純計算で1億円。これが指定金融機関の事務費見合いとする総務部長の説明が裏づけられる。指定金融機関制度が相対交渉を前提とした制度設計と解釈しているため、全額入札は困難との見解だった。2020年5月末の起債においても、指定金融機関からの借入利率が1.34%、入札を反映したその他金融機関からの借入利率は0.13%と両者のポイント差は以前と大差ない。2018年度において指定金融機関分の地方債末残は約49億2,800万円、支払利息は約7,900万円との答弁があった。指定金融機関の事務費が10万人当たり約7,000万円として人口換算で13億円弱。支払利息で約6割がカバーされる計算となる。その後のルール変更はないが、収納における口座振替手数料が1件税抜6円から10円に上がった。

大阪府河内長野市(人口約10万1,000人)は「折版ルール」という指定金融機関の相対枠を設けている。残りの起債は入札にかける。

大阪府交野市(人口約7万7,000人)の相対枠に適用される利率も振込手数料等を含めた原価見合いであることが議会答弁¹²からうかがえる。当時の財政課長によれば、原価を反映した基準金利を指定金融機関が提示し、自治体が値下げ交渉をする形式の相対交渉とのことだ。

2. プロポーザルに基づく指定替え

公金事務を含めたすべての金融取引について広く公募対象とする選択肢もある。

岐阜県各務原市、大阪府阪南市、愛知県南知多町など、指定金融機関をプロポーザル方式で募集した例も実際にある。この場合、縁故債引受や公金運用は入札ないし見積り合わせで決定することになる。応募する側は職域取引の拡大や地域におけるステータスなどのメリットを公金事務の不採算と天秤にかけるだろう。

とはいえ、これはどの自治体でも可能な選択肢ではない。河内長野市のように打診して断られるケースもある。議会答弁¹³によれば、河内長野市は、2019年度から三菱UFJ銀行に人件費1,600万円、計装費400万円を支払っている。これに2020年度から口座振込手数料が増えた。同行本支店で1件60円、他行80円で年間940万円の負担増となった。同行から負担増を要請された2018年、市内の金融機関すべてに指定金融機関の交代を打診したが断られた。2020年にも打診したものの結果は変わらなかった。

現状の指定先以外に地元で指定金融機関を代替できる金融機関がないケースもある。金融再編が進んだ影響もある。企業向け貸出において寡占状態にないとしても、他の業務で事実上の寡占状態になる可能性を奇しくも示している。

交野市は2022年度予算で指定金融機関業務委託料を下半期分1,300万円計上した¹⁴。指定金融機関の経費負担要請が背景にある。指定金融機関の交代も考え、具体的に入札またはプロポーザル等も検討したが、事前に打診したところ、受ける

12) 交野市議会議事録 2019年11月14日総務文教常任委員会

13) 河内長野市議会議事録 2020年3月19日予算常任委員会

14) 交野市議会議事録 2022年3月16日総務文教常任委員会

意向を持つ金融機関はなかった。あわせて、内部で検討した結果、指定金融機関が担う業務を市の直営に切り替えた場合、年間約9,000万円¹⁵かかることが判明した。そうした事情から、従前の指定金融機関との契約を随意契約で継続し、経費負担も受け入れた。新規・借り換えにかかる相対枠は4月から既に解消している。

3. DX推進と経費負担の組み合わせ

無償提供を支えた内部補てんモデルが崩壊。経費負担を求める金融機関と財政負担の増加を避けたい地方自治体の対立の構図だが、最も建設的な着地点が公金事務のデジタル化の推進を通じた経費削減なのは自明である。収納にかかる原価は中央値で1件300円だが、これはあくまで窓口扱いの場合である。同じ収納でも窓口扱いを減らしペーパーレス、キャッシュレスを増やせば自治体、金融機関ともに経費総額を抑制できる。

先の秦野市の資料では、2018年に要請された指定金融機関の手数料体系において、収納にかかる口座振替手数料は一律1件10円から伝送方式15円、FDで20円。振込手数料は無料だったものが伝送方式30円、FDは他行向け1件50円、紙の依頼書による場合1件200円だった。いずれも伝送方式の値上げ幅が抑えられている。

原価に比例した手数料体系にするのは公金事務のDXを誘導するのにも効果的だ。手法によらず手数料無料では選択肢さえ示すことができず適切ではない。この点、振込手数料の一律無料は近々

に是正される可能性が出てきた。全国銀行資金決済ネットワークにおいて、内国為替制度運営費が新設されることになったからだ。現状無料である公金支出にかかる銀行間の手数料負担が、給与振込等を除き2024年10月から税抜1件62円となる。送信側が受信側に支払う手数料が発生することで、依頼人である自治体に対しコスト転嫁を求める動機が高まる。

公金収納は基本的に付帯物件付き文書振込と同じ事務フローである。もっとも、地方自治体が銀行に持つ口座も一般個人・法人と同じ当座・普通口座なので、支店名と口座番号がわかればダイレクトバンキングやATM等による振込は可能である。にもかかわらず振込払いは一般的ではない。会計年度、税目、納期、予算計上部署など請求1件当たりの属性データが多岐にわたり、振込に伴って送信する振込人情報欄にすべて格納することが難しいのが一因だ。現状、これら多くの属性データが紙の納付済通知書に盛り込まれ、文書振込の付帯物件として送られる。オンラインで送金するにあたって、属性データを別の方法で送る必要がある。

現状でも、ダイレクトバンキングやATMで納付する仕組みとしてPay-easy（ペイジー）がある。納入者が、納入通知書に印字された収納機関番号その他3つのコードを入力して送金する仕組みだ。しかし、総務省によれば市区町村で導入しているのは全体の5%にすぎない¹⁶。

2021年6月18日閣議決定された「規制改革

15) ヒアリングによれば内訳は次の通り

1. 市役所内派出業務 約1,200万円（1）人件費2人分 約500万円（2）警備・現金移送費 約700万円
 2. 為替事務費 約7,100万円（1）人件費2人分 約500万円（2）送金為替手数料等 約6,500万円（ネットバンキングを参考に1件605円と想定）（3）組戻手数料+口座振替納入手数料 約100万円（ネットバンキングを参考に組戻手数料1件880円、現行の口座振替手数料1件7～10円を想定）
- 9,000万円との差額は収入済通知書移送費その他諸経費の見込み額。なお積算に窓口収納事務手数料は含まれない。

16) 総務書自治財務局（2022）「地方税における収納・徴収に関する取組について」

実施計画」で、デジタルガバメントの推進の一環として「地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組」が盛り込まれた。2022年3月29日には総務省から「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について」が発出。「公金収納等事務に係る経費負担を検証し、そのデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い、公金収納等事務の効率化・合理化」を要請するものだ。

けん引役と期待されているのは2023年度課税分から導入される見通しの地方税統一QRコードだ。納入通知書にQRコードが印字され、金融機関窓口でコードを読み取る。納入者のダイレクトバンキングにQRコードをカメラで読み込ませ、直接送金することもできる。納入通知書に込められた属性データはQRコードでまとめられ、金融機関の窓口あるいはスマートフォン等の端末から指定金融機関や自治体に送られる。

事務フローで大きく変わるのが納付済通知書の送付だ。指定代理、収納代理金融機関は指定金融機関に、指定金融機関は自治体に納付済通知書を日々運んでいる。複数の自治体の公金事務を請け負っている場合、自治体別の仕分け作業もある。こうした紙媒体であるがゆえの作業が消滅する。

4. 財政規律から経営アドバイスへ

自治体と金融機関の関係の観点で見れば、公金取扱手数料の問題は2つの意味を持つ。1つは公金事務の有償化ないし明朗化によって、両者の対等な関係性が確認されたことだ。

遡れば、指定金融機関制度の前身の「金庫制度」において金融機関は自治体の機関と位置づけられた。公金は金融機関と預金と分別管理するものと

し、収納や支払は自治体の命令に基づくものとされた。こうした点に金庫制度の時代の自治体と金融機関の関係性がうかがえる。指定金融機関制度への転換によって、公的機関として自治体の命令を受ける立場から商取引関係に基づき業務を受任する立場となったがサービスに紐づく対価はなかった。サービスの無償提供に慣れた自治体の側に公金取扱金融機関を公的機関視する金庫制度時代の残滓はなかっただろうか。

奇しくも公金事務の手数料問題を通じ自治体と金融機関の対等な取引関係が明確になった。対等な関係の下、商品やサービスの享受には応分の負担が伴う。指定金融機関の制度発足以来、公金事務はほとんど無償で提供されていたが、昨今の金融環境の変化で、無償体制の前提となっていた内部補てんモデルが崩壊した。

この問題の意味のもう1つは、自治体に対し、市場メカニズムを通じた行動変容を促していることだ。人手を要する業務の価格を上げることで、自治体に公金事務に関するペーパーレス、キャッシュレス化を促している。

最後に、この2つの転機を踏まえた指定金融機関に対する具体策を掲げる。そもそも指定金融機関は自治体のメインバンクである。サービスに対する対価が当然の認識となることによって、今後様々な手数料ビジネスの可能性が広がる。公金事務から派生して、スタッフ派遣や各種事務の受託などシェアードサービス関連で期待が高まる。

もう1つは、自治体財政診断を起点とした経営アドバイスである。公金事務と同じく市場メカニズムが及ばなかった点では、民間企業に対する貸出金利回りを大きく下回る地方債利回りにも再考の余地がある。財政悪化が金利上昇に反映しない実態は、改善が必要な自治体に対し誤ったシグナ

ルを与えてしまっている。そもそも自治体には企業分析に耐える財務諸表がない。

これらの具体策は、金融機関が取引企業の財務を診断し、事業性を評価した上で、経営アドバイスを提供するのと同じことだ。財務診断のノウハウを自治体財政に応用する。企業会計に準じた財務分析を施し対象自治体の経営上の課題を絞り込む。それを踏まえて具体的なコスト削減策を提案するのだ。目先の課題としては、公金事務にかかるペーパーレス、キャッシュレスを目標としたデジタル化の支援がある。金融機関のコンサルティング子会社が自治体から中期計画の策定支援業務などを受託する例は既にあるが、今後は業務プロセス改善など公金事務に近い有料コンサル案件に対する期待が膨らむ。

自治体は人口減少、高齢化や過疎化の問題をかかえている。インフラ老朽化が進むにもかかわらず税財源は先細り。民間資金を活用した公共施設の整備が今まで以上に求められている。これは金融機関が積極的に提案できる分野だ。

新規創業、地域商社など地域金融機関の新規ビジネスは自治体の増収策として有望だ。地域経済の成長は地域金融機関の成長と同義だからである。そもそも地域経済の自立は自主財源の強化を通じた自治体財政の自立と変わらない。自治体の産業支援部署との緊密な連携の下、地域経済エコシステムの好循環を意識したパートナーシップを再構築することが喫緊の課題だ。

参考文献

- ・一般社団法人全国銀行協会（2021）「税・公金収納の効率化・電子化に向けた提案」内閣府規制改革推進会議 投資等ワーキンググループ第8回
- ・一般社団法人全国銀行協会（2021）「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」
- ・一般社団法人全国銀行協会他関係7団体（2021）「地方税・公金の収納業務の経費負担に係るアンケート調査結果の地方公共団体への周知および経費負担の見直しの促進への対応のご依頼について」総務大臣あて依頼書
- ・金融ジャーナル編集部（2022）「元総務大臣・元鳥取県知事 片山善博 大正大学教授に聞く 地公体と金融機関の今日的課題 コスト負担の議論は正常化の第一歩」金融ジャーナル, 2022年9月号, pp.10-15
- ・江夏あかね（2020）「地方公共団体と地方銀行—指定金融機関制度の変遷と今後の展望」野村資本市場クォーターリー 2020Winter
- ・「三菱UFJ銀行、194自治体の税公金収納を終了」日本経済新聞電子版 2020年12月17日
- ・税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会（2019）「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会調査レポート」一般社団法人全国銀行協会
- ・石田三成（2014）「北海道内市町村における銀行等引受債の金利に関する実証分析」
- ・大喜多武男（1965）「指定金融機関制度と地方会計の実務」学陽書房
- ・大阪市市町村課財政グループ（2016）「民間等資金（銀行等引受）による資金調達について」自治大阪 2016年11月号
- ・地方銀行協会業務部公務室（2021）「税公金収納の効率化・電子化に向けて」地銀協レポート Vol.1
- ・藤井邦弘（2021）「地方公共団体と指定金融機関等との取引に関する調査結果概要」公営企業 2021年8月号, pp.62-74
- ・藤井邦弘（2022）「銀行等引受債の発行状況および公金取扱手数料の水準に関する調査結果概要」公営企業 2022年7月号, pp.34-44

[著者]

鈴木 文彦（すずき ふみひこ）



金融調査部
主任研究員
担当は、地域経済／金融、
パブリックセクター全般